

◎社会通信教育基準（昭和三十七年文部省告示第三百三十四号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 通則</p> <p>（一般原則）</p> <p>2 通信教育は、広く国民の職業若しくは家事に必要な知識及び技能の習得又は教養の向上を図ることを目的とし、これを効果的に達成するために必要かつ明確な教育計画を有するものでなければならない。</p> <p>3 通信教育の内容は、特定の政党若しくは宗派を支持し、又は反対し、それらの主義若しくは信条を宣伝し、又は非難するものであってはならない。</p> <p>（修業期間）</p> <p>4 通信教育の修業期間は、原則として二月以上とする。</p> <p>第二 実施者</p> <p>（施設等）</p> <p>4 実施者は、通信教育に関する業務を行うために必要な施設及び設</p>	<p>第一 通則</p> <p>（一般原則）</p> <p>2 通信教育は、広く国民の職業もしくは家事に必要な知識および技能の習得または教養の向上を図ることを目的とし、これを効果的に達成するために必要な明確な教育計画を有するものでなければならない。</p> <p>3 通信教育の内容は、特定の政党もしくは宗派を支持し、または反対し、その主義や信条を宣伝し、または非難するものであつてはならない。</p> <p>（修業期間）</p> <p>4 通信教育の修業期間は、原則として三月以上とする。</p> <p>第二 実施者</p> <p>（専用施設）</p> <p>4 実施者は、通信教育に関する業務を行なうために必要な専用の施</p>

備を備えなければならない。

### 第三 教務責任者及び学習指導者

(学習指導者)

- 3 通信教育には、通信教育の内容及び受講者数に応じて、学習指導を迅速かつ適切に行うに必要な数の学習指導者を置かなければならない。

### 第四 教材

(教材作成の原則)

- 1 教材は、通信による学習の特性を考慮し、受講者の自学自習を容易にするよう配慮されたものでなければならない。

### 第六 修了の認定

- 1 実施者は、当該通信教育の修業期間において全ての内容を学習し、通信教育の全ての内容の学習後に実施する試験及び平常の成績が所定の水準以上である受講者に対して、当該通信教育の修了を認め、修了証書を授与しなければならない。
- 2 受講者が当該通信教育の修業期間内に全ての内容を学習し、前項

設および設備を備えなければならない。

### 第三 教務責任者および学習指導者

(学習指導者)

- 3 通信教育には、通信教育の内容及び受講者数に応じて、学習指導を迅速かつ適切に行なうに必要な数の学習指導者を置かなければならない。学習指導者のうち一部は、専任でなければならない。

### 第四 教材

(教材作成の原則)

- 1 通信教育の教材(以下「教材」という。)は、通信による学習の特性を考慮し、受講者の自学自習を容易にするよう配慮されたものでなければならない。

### 第六 修了の認定

- 1 実施者は、教育計画にしたがつて通信教育の全課程を受講した者に対して試験を実施し、その成績および平常の成績が所定の水準以上であるときは、当該課程の修了を認め、修了証書を授与しなければならない。

の試験及び平常の成績が所定の水準以上である場合において、実施者が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第五条第一項に規定する通信教育に関する規則に定めるところにより、当該受講者に対し、当該通信教育の修了を認め、修了証書を授与することができる。